

第五十三条中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。
第五十九条中「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。
第六十一条中「第六十八条第八項」を「第六十八条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に改める。
第六十三条第二項の表第七号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項（特定核燃料物質の防護のために必要な措置に係る部分に限る。次号において同じ。）」に改め、同表第八号中「第六十条第二項」を「第六十条第一項」に改める。
（原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部改正）

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十六条の三第四項、第五十七条第一項」を「第五十六条の三、第五十七条第四項」に改め、若しくは第二項及び「第五十七条の四、第五十七条の五」を削る。

附則
この政令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 松野 博一
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 山本 公一

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十三号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十二月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
法務大臣 金田 勝年
経済産業大臣臨時代理 山本 早苗
国務大臣 山本 早苗

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第七十四号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第四項第一号、第八条の二第一項第一号、第二十六条第一項第八号二、第六項第二号及び第七項第二号、第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号口及び第二号、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十八条並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
第三条の見出しを「（法第二条第四項第一号の政令で定める権利）」に改め、同条中「第二条第四項の指定権利」を「第二条第四項第一号の政令で定める権利」に改める。
第三条の二の次に次の一条を加える。
（法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人）

第三条の三 法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。
一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者
二 法第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）
第六条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。
第六条の二中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。
第六条の三中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。
第六条の四中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第五項第一号」に改める。
第七条中「第二十六条第四項第三号」を「第二十六条第五項第三号」に改める。
第八条中「第二十六条第五項第二号」を「第二十六条第六項第二号」に改め、同条第一号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第二号及び第三号中「第七条第一号若しくは第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第四号」に、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第九条中「第二十六条第六項第一号」を「第二十六条第七項第一号」に改める。
第十条中「第二十六条第六項第二号」を「第二十六条第七項第二号」に、「第二十二條第一号」を「第二十二條第一項第一号若しくは第四号」に改め、「なかつたもの」の下に「及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としないもの」を加え、「第二十二條第二号」を「第二十二條第一項第二号若しくは第三号」に改める。
第十四條第二項中「及び口」の下に「並びに第二号」を加える。
第十六条の三第二号及び第三号中「第五十八條の十二第一号」を「第五十八條の十二第一項第一号」に、「第五十八條の十二第二号」を「第五十八條の十二第一項第二号若しくは第三号」に改める。
第十六条の四第三号中「当該商品」の下に「、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）」を加える。
第十七条第二項中「第六十六條第六項」を「第六十六條第五項」に改める。

ハ マウスピース（歯牙の漂白のために用いられるものに限る。）及び歯牙の漂白剤

二 医薬品及び医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第二項の医薬部外品をいう。）であつて、美容を目的とするもの

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第八条第二号の規定は、店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が、当該訪問の日前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項及び次項において「訪問前取引」という。）のあった顧客に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該訪問前取引がこの政令の施行後にあつたものについては適用し、当該訪問前取引がこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

2 新令第八条第三号の規定は、店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外の役務提供事業者が、訪問前取引が二以上の訪問につきあつた継続的取引関係にある顧客に対してその住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引が二以上の訪問後に行つたものについては適用し、当該二以上の訪問につきあつた訪問前取引のいずれかがこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

3 新令第十条の規定は、販売業者又は役務提供事業者が、当該勧誘の日前一年間における当該販売又は役務の提供の事業に関する取引（以下この項において「勧誘前取引」という。）が二以上あつた継続的取引関係にある顧客に対して電話をかけた、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等（特定商取引に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この項において同じ。）により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提供であつて、当該二以上の勧誘前取引が二以上の訪問前取引にあつたものについては、なお従前の例による。

4 新令第十六条の三第二号の規定は、店舗購入業者が、当該訪問の日前一年間における当該購入の事業に関する取引（以下この項及び次項において「訪問前購入取引」という。）のあった顧客に対してその住居を訪問して行う購入であつて、当該訪問前購入取引がこの政令の施行後にあつたものについては適用し、当該訪問前購入取引がこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

5 新令第十六条の三第三号の規定は、店舗購入業者以外の購入業者が、訪問前購入取引が二以上の訪問につきあつた継続的取引関係にある顧客に対してその住居を訪問して行う購入であつて、当該二以上の訪問につきあつた訪問前購入取引が二以上の訪問後に行つたものについては適用し、当該二以上の訪問につきあつた訪問前購入取引のいずれかがこの政令の施行前であつたものについては、なお従前の例による。

6 法第四十二条第二項及び第三項並びに第四十八条から第四十九条の二までの規定は、この政令の施行前に新令別表第四の二の項に掲げる特定継続的役務につき締結された特定継続的役務提供契約（法第四十一条第一項第一号に規定する特定継続的役務提供契約をいう。）又は当該特定継続的役務の提供を受ける権利につき締結された特定権利販売契約（法第四十一条第二号に規定する特定権利販売契約をいう。）については、適用しない。

7 この政令の施行前に新令別表第四の三の項から六の項までに掲げる特定継続的役務の提供に際し締結された関連商品販売契約（法第四十八条第二項に規定する関連商品販売契約をいう。）については、新令別表第五第三号口及び第四号ハの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第七十条」を「第七十条第一号」に、「又は第五十二条第二項」を「第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項」に改める。

一 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十二条第二項第二十五号

二 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）第五条第二十五号

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この政令の施行の時に前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十一条第四号の規定による許可の取消し又は同法第十一条の三第一項第三号の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例による。

2 この政令の施行の時に前条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令第五条（第二十五号（法第五十八条の十第三項及び第五項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルに掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条第二号の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月三十日

政令第七十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令

内閣は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十八条第一項、同法附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第二項及び第六項並びに同法附則第五条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五十四条第三項並びに身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）附則第一条の二の規定により読み替えて適用される同法第十条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三
 経済産業大臣 臨時代理 山本 早苗
 国務大臣 山本 早苗
 国土交通大臣 石井 啓一